

監査公表第17号

地方自治法第199条第14項の規定に基づき、監査結果報告に対する措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

令和7年10月3日

新城市監査委員 夏目道弘
新城市監査委員 中西宏彰
(公印省略)

監査結果の措置対象

企画部

秘書人事課、総合政策課、企画調整課、情報政策課

監査結果報告年月日

令和7年7月1日

監査結果に対する措置通知年月日

令和7年9月29日

講じた措置等の内容

【秘書人事課】

《指摘事項》

年次有給休暇と時間外勤務については、毎年秘書人事課長から所属長に適正な管理をするよう通知がされている。所管する部署として模範となるような管理に取り組まれない。

《是正措置内容》

昨年度は係として1名減員とした中、特定の職員に負担がかかってしまったことは、人事を司る部署として反省をしています。

課内会議等において年次有給休暇の取得状況を示したり、朝礼、夕礼等で業務の状況をしっかり把握するなど、特定の職員に過度に負担がかからないよう管理をしっかりと行います。

《意見1》

職員採用において、合格後の辞退者が増加してきている。庁内関係課と連携して、魅力ある職場づくりに努められたい。

《検討内容》

近年の採用試験においては、採用応募者の多くが市外出身者となっていますが、受

験者の地元志向は依然として強いため、お住いの自治体が合格すると辞退されてしまうという傾向になっています。

このような状況の中でも、新城市を選んでもらえるよう、魅力ある職場づくりと、採用の PR を積極的に進めていきます。

《意見 2》

全ての職員が全ての研修を受けることはできないので、研修受講者が研修で得た知識や情報を組織全体に周知することができるような仕組み作りに取り組まれない。

《検討状況》

職員が受講した内容を周知するため、スキャニングした研修資料を庁内のファイルサーバー上に掲載することにより、職員がいつでも閲覧できる環境の整備を検討しています。サーバーの容量も考慮し、1 研修概ね 6 カ月程度の掲載期間を考えています。

【総合政策課】

《意見 1》

元新城東高等学校用地の跡地利用については、市民の関心が高い事柄であるので、今後、利用方針の公表や説明においては、市民の皆さんに正しく理解していただけるよう、丁寧な説明に努められたい。

《措置内容》

利用方針の公表や説明を行う際は、市民に正しく理解していただけるよう丁寧な説明に努めてまいります。

《意見 2》

組織文化の改革をテーマとする政策検討プロジェクトを立ち上げることは高く評価できる。職員の意識改革を図ることは一朝一夕でできることではないが、成果が上がるまでしっかり取り組まれない。

《措置内容》

職員のウェルビーイングの向上を目指して、時代に即した組織文化の醸成に努めてまいります。

【企画調整課】

《意見 1》

市議会決算認定時に提出される主要施策成果報告書の各課が作成される成果指標の設定において、手段が目標になっているケースが散見される。本来の施策の目標が設定されるよう各課を指導されたい。

《措置内容》

本来の施策の目標が設定されるよう周知徹底すること、また数値にとらわれること

なく、事業の性格、内容、目指すべき姿に合致した目標設定をするよう実施していきます。

《意見 2》

地域自治区予算については、地元の要望に沿って事業を実施しているが、中には効果が十分発揮できていない事業も見受けられる。成果報告を分析し、次の取り組みに繋げるようなPDCAサイクルを構築されたい。

《措置内容》

各事業については、総合計画の進捗管理と併せて効果検証を実施していきます。

なお、地域自治区予算については、他事業と異なり各自治区から市長へ建議されたものが予算化され実施されるため、市の担当課ではなく、地域自治区として検証するべきと考えます。

【情報政策課】

《意見 1》

デジタル化により事務の効率化が図られている。ハードウェア、ソフトウェアの更新には多額の財政負担が発生することから、庁内の情報共有を図り適切な更新計画を策定されたい。

《措置内容》

電算機器の更新周期が一般的に5年周期となることから、機器のリース化による負担の平準化など財政的に負担の偏重が無いよう検討し、来年度以降長期的な計画を示したうえで、機器の更新に努めます。